

福井県経営安定資金要綱

1 目的 社会経済環境の変化等により、一時的な業況、資金繰りの悪化など経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、必要な資金について、融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営の安定に寄与することを目的とする。

2 融資対象者 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれかに該当する中小企業者

ただし、〔セーフティネット保証支援分〕、〔危機関連保証支援分〕については、事業歴1年未満でも対象とする。

(1) 最近3か月間の売上高等（売上高または販売数量、建設業にあつては完成工事高または受注残高）、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2年前の同期に比して3%以上減少している中小企業者

(2) 原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の売上高等が平成23年同期の売上高等に比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者

(3) 〔環境変動分〕原材料価格の高騰など急激な為替変動、または、知事が別に定める異常気象や感染症などの広域的に影響を及ぼす経営上の脅威により、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同月に比して10%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同期より10%以上減少が見込まれる中小企業者

(4) 〔セーフティネット保証支援分〕
中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者

* 中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

* (別紙)を参照してください。

* (1)から(3)のいずれかに該当し、さらに中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号、第6号から第8号のいずれかの認定を受けた場合は、融資に際して認定書を付してください。

* 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者であっても、融資に際して認定書を付さない場合は、セーフティネット保証支援分の対象とはなりません。

	<p>(5) [危機関連保証支援分]</p> <p>中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者(以下、「特例中小企業者」という。)</p>	<p>*特例中小企業者であっても、融資に際して認定書を付さない場合は、危機関連保証支援分の対象とはなりません。</p>
	<p>(6) [原材料・原油価格高騰対策分] 原材料または原油価格高騰の影響により、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2年前の同月に比して3%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2年前の同期に比して3%以上減少が見込まれる中小企業者</p>	<p>*最近1か月と前年同月を比する場合は、その後2か月を含む3か月間についても前年同期と比することとします。なお、最近1か月と2年前の同月を比する場合は、その後2か月を含む3か月間についても2年前の同期と比することとします。</p>
<p>3 融資限度額</p>	<p>8,000万円</p>	<p>*融資限度額は1年度当たりの限度額です。</p>
<p>4 資金使途</p>	<p>設備資金 および 運転資金</p>	
<p>5 融資期間</p>	<p>融資対象者の(1)～(3)、(6) 7年以内(据置1年以内を含む。) 融資対象者の(4)、(5) 10年以内(据置2年以内を含む。)</p>	
<p>6 融資利率</p>	<p>福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。</p>	<p>*令和6年4月1日現在 1.60%以下(保証なし) 1.30%以下(保証付き・責任共有制度対象) 1.20%以下(保証付き・責任共有制度対象外)</p>
<p>7 信用保証</p>	<p>取扱金融機関の判断による。(ただし、融資対象者の(4)、(5)、および(6)については、保証協会の保証を必ず付けること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法第2条第5項第3号から第8号までのいずれか、または特例中小企業者に該当する場合は保証協会の特別保証の対象となる。 (ただし、融資対象者(6)は特別保証の対象とならない。) ・融資対象者の(5)については、国の定める危機関連保証に対応したものである。 	<p>*中小企業信用保険法第2条第5項第3号から第4号または第6号のいずれかに該当する場合、または特例中小企業者に該当する場合は責任共有制度の対象外となります。</p>
<p>8 保証料補給</p>	<p>融資対象者の(3)～(6)の融資金に係る保証については、県が保証料相当額の3分の1を負担する。</p>	<p>*県が保証協会に対しその保証料の3分の1を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。</p>
<p>9 担保・保証人</p>	<p>取扱金融機関の定めによる。(ただし、保証協会の保証を付する場合は、保証協会の定めによる。)</p>	<p>(ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合に発生する上乗せ保証料は県の負担の対象外とします。)</p>
<p>10 必要書類</p>	<p>(1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2]</p>	

- (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
- (3) 消費税の納税証明書(その3)
- (4) 融資対象者であることを証する書類
 [融資対象者の(1)または(2)の場合]
 商工会議所・商工会による売上高等減少、売上総利益率・営業利益率減少または売上高等減少見込みに係る証明書[様式第2号から第4号のいずれか] および根拠資料
 [融資対象者の(3)の場合]
 商工会議所・商工会による売上高等減少見込みに係る証明書または売上総利益率・営業利益率減少見込みに係る証明書[様式第5号または様式第6号] および根拠資料
 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項に該当する場合は、市町長の認定書
 [融資対象者の(4)の場合]
 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町長の認定書
 [融資対象者の(5)の場合]
 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町長の認定書
 [融資対象者の(6)の場合]
 商工会議所・商工会による売上高等減少見込みに係る証明書または売上総利益率・営業利益率減少見込みに係る証明書[様式第7号または様式第8号] および根拠資料
- (5) 経営行動計画書
- (6) 設備資金の場合は資金需要を証する書類を添付
- (7) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

*保証料補給の対象は令和7年3月31日までの融資実行分に限りです。

*様式第1号-1、2はメニューに応じて利用してください。

11 期中管理

- (1) 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資

産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

(4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

12 その他注意事項

(1) 保証を付する場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。

(2) 売上高等、売上総利益率、営業利益率の減少を確認する根拠資料および3か月または1か月の捉え方については次のとおりとする。

① 売上高等減少の根拠資料

残高試算表、総勘定元帳、売上帳などの会計帳簿にて確認

② 売上総利益率・営業利益率減少の根拠資料
残高試算表・決算書などの会計帳簿にて確認

③ 最近3か月間の捉え方

概ね申込時の前月から遡って3か月間をいう。

④ 最近1か月間の捉え方

概ね申込時の前月1か月間をいう。

⑤ 今後3か月間の捉え方

融資申込日を含む3か月間または融資申込日の翌月からの3か月間をいう。

(3) 融資対象者の(4)について、申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業務報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるときおよび平成30年4月1日以降に保証申込受付けしたものはこの限りでない。

(4) 融資対象者の(5)の期中管理は以下のとおりとする。

① 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。

② 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会

に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。

③取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

④取扱金融機関が上記②の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(5) 取扱金融機関は、危機指定期間内に貸付実行するものとする。

(6) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会、関係支援機関およびセーフティネット保証の認定を行った市町に対し報告を求め調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。

(別紙)

融資対象者の(1)～(3)、(6)については次のとおりとする。

1 最近3か月間の売上総利益率、営業利益率

「売上総利益率(%)」=「売上総利益」÷「売上高」×100

「営業利益率(%)」=「営業利益」÷「売上高」×100

(1) 最近3か月間の利益率

「最近3か月間の利益率(%)」

=「最近3か月間の利益額の合計」÷「最近3か月間の売上高の合計」×100

・最近3か月の利益額の合計を、同期間の売上高の合計で除して利益率を算出する。

月の利益率を算出した上で、その率の平均を算出するものではない。

2 減少率

(1) ポイントではなくパーセントで見る。(率の増減ではなく、率の減少率を見る。)

(例) 最近3か月の売上総利益率が33%で、それに対応する前年同期の売上総利益率が35%の場合

$$\frac{35-33}{35} \times 100 = 5.7\% \geq 3\% \text{ (基準クリア)}$$

※ポイントでは2ポイントの減少となるが、率の減少率は、5.7%となるため、基準をクリアする。

(2) 小数点以下の処理

例えば、「3.1234%」を「3.2%」と表示するように3%台以上であれば切り上げ表示も支障はないが、例えば「2.999%」のような2%台の数値を切り上げて3%台に乗せることはできない。

3 利益率がマイナス(赤字)の場合の取扱い

マイナス(赤字)の場合でも認定は可能。ただし、下記例②のようなケースでは適宜読み替えが必要となる。

(例)

①営業利益率が前期プラス2%、今期マイナス2%の場合

$$(2 - (\text{マイナス}2)) \div 2 \times 100 = \text{減少率}200\%$$

②営業利益率が前期マイナス2%、今期マイナス4%の場合

$$(\text{マイナス}2 - (\text{マイナス}4)) \div (\text{マイナス}2) \times 100 = \text{マイナス}100\% \rightarrow \text{減少率}100\%$$

※単純計算では減少率がマイナスとなるが、マイナス2からマイナス4へ悪化していることは明白のため、このような場合は、減少率100%と読み替えて運用して差し支えない。